

令和7年度9月補正予算(その2)(案)

事業の詳細

目次

補正の全体像	1
健康福祉局	3
経済観光局	5
農水局	8
都市建設局	10
教育委員会事務局	13
上下水道局	15

主要事業の詳細 [補正の全体像]

令和7年8月10日からの大雨災害への対応(補正の全体像)

令和7年8月10日からの大雨による災害への緊急対策として、市民や事業者の1日でも早い復旧に向けて最優先に取り組むこととし、市民生活や事業活動再開への支援に必要な事業を計上。

1)経済的な支援 (82,500千円)

◆ 災害見舞金支給経費 (33,500千円) 独自支援

被災世帯に対する災害見舞金の支給に要する経費

◆ 災害援護資金貸付事業 (44,000千円)

災害援護資金の貸付に要する経費

2)住まいの確保・再建のための支援 (518,300千円)

◆ 被災者住宅支援事業 (508,300千円)

被災者への賃貸型応急住宅の供与や被災住宅の応急修理に要する経費

3)生活面への支援 (383,900千円)

◆ 生活必需品支給経費 (21,200千円)

被災世帯に対する生活必需品の支給に要する経費

◆ 畳替え費用助成 (2,700千円) 独自支援

被災世帯に対する畳替え費用の助成に要する経費

◆ 災害廃棄物収集運搬・処理経費 (300,000千円)

大雨被害により発生した災害ごみの収集運搬、処理等に要する経費

◆ 自家用車等被災者移動支援事業 (60,000千円) 独自支援

自家用車やバイク等に被害を受けた被災者の日常生活に必要な移動支援に要する経費

4)事業者に関する支援 (534,216千円)

◆ 社会福祉施設等災害復旧事業 (243,950千円)

被災した老人福祉施設等の復旧に対する助成に要する経費

◆ 被災事業者復旧支援事業 (12,000千円) 独自支援

被災した事業者の店舗等の消毒費に対する補助に要する経費

◆ 令和7年8月大雨対応融資利子補給事業 (10,000千円) 独自支援

被災した事業者の資金繰り支援のための利子補給に要する経費

◆ 被災店舗移転支援事業 (5,000千円) 独自支援

被災した事業者の店舗移転費用等に対する補助に要する経費

5)行政施設等の復旧 (2,653,000千円)

◆ 農地等災害復旧経費 (657,900千円)

被災した農地・農業用施設の災害復旧に要する経費

◆ 土木施設災害復旧経費 (1,269,400千円)

被災した道路・河川・公園施設等の災害復旧に要する経費

◆ 小・中・高等学校施設災害復旧経費 (198,100千円)

被災した校舎・体育館等の復旧に要する経費

6)行政内部手続き・体制確保 (4,000千円)

◆ 災害ボランティアセンター運営経費 (4,000千円)

災害ボランティアセンターの運営に要する経費

主要事業の詳細 [健康福祉局]

1. 災害救助関係経費

(補正額)57,400千円 既計上額2,082千円
(所管課)健康福祉政策課

○被災世帯に対する災害見舞金の支給及び畳替え費用の助成等に要する経費

現状・課題

○令和7年8月10日からの大雨により、本市では多くの住宅で床上浸水などの被害が発生しており、被災された方々に対して、迅速に支援を実施する必要がある。

事業概要

○事業費:57,400千円

○事業内容

(1)災害見舞金の支給【33,500千円】

対象:床上浸水、準半壊以上の被害を受けた世帯又は災害により重傷を負った方

≪積算内訳≫

・災害見舞金:33,500千円

<災害見舞金の支給額等>

被害区分及び程度	災害見舞金の額
住家の全壊	5万円
住家の大規模半壊、中規模半壊、 半壊又は準半壊	3万円
準半壊に至らない住家の床上浸水	1万円
災害による全治1ヶ月以上の重傷	3万円 ※1人あたり

(2)住民税非課税世帯に対する畳替え費用の助成【2,700千円】

対象:床上浸水の被害を受け、畳替えを自らの費用で行った住民税非課税世帯の方
(生活保護受給中の方を除く)

※賃貸住宅に居住の場合は、賃貸借契約書上で借主に修繕義務がある場合に限る。

≪積算内訳≫

・畳替え費用に対する助成:2,700千円

※畳1枚につき9,000円以内で1世帯あたり12枚を上限に助成

(3)生活必需品の支給【21,200千円】

対象:床上浸水又は半壊以上の被害を受けた世帯

≪積算内訳≫

・生活必需品の現物支給(被服、寝具、日用品等):16,800千円

※世帯人数に応じて上限あり(例:単身世帯6,700円、3人世帯13,400円)

・配送料:4,400千円

主要事業の詳細 [経済観光局]

1. 被災事業者復旧支援事業 新

(補正額)12,000千円
(所管課)経済政策課

○被災した事業者の店舗等の消毒費に対する補助に要する経費

現状・課題

- 令和7年8月10日からの大雨による被害により、多くの市内事業者が浸水等の深刻な被害を受けた。
- 被害を受けた事業者が事業を再開するためには、店舗等の消毒が急務であるところ、実施にあたり事業者に一定の費用負担が生じている状況。

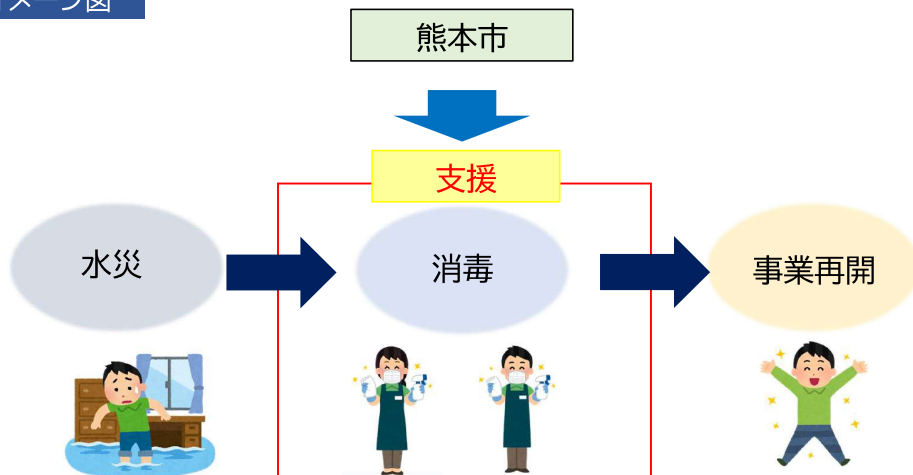
事業概要

- 事業費:12,000千円
- 事業内容
令和7年8月10日からの大雨により被害を受けた市内事業者の店舗等の消毒費を対象に補助を行う。

(補助上限) 1事業所あたり5万円
(補助率) 2分の1

《積算内訳》
(補助金) 10,000千円 (@50千円×200件)
(事務費) 2,000千円

イメージ図



2. 令和7年8月大雨対応融資利子補給事業

(補正額)10,000千円
(所管課)商業金融課

○被災した事業者の資金繰り支援のための利子補給に要する経費

現状・課題

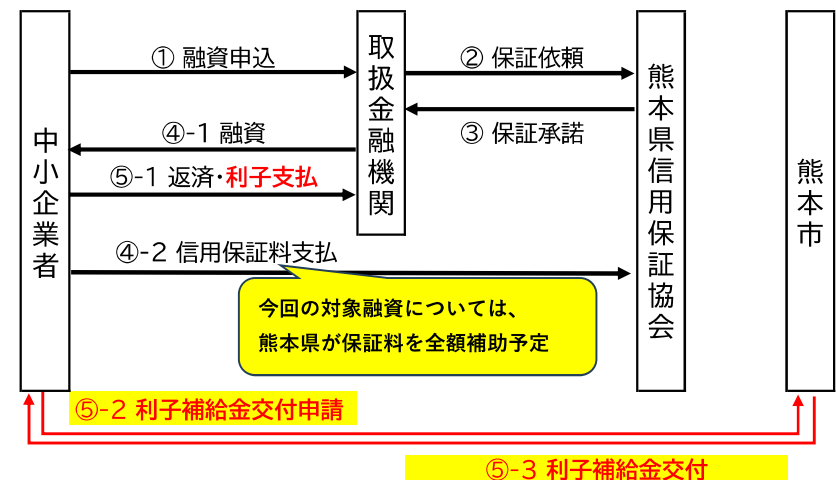
- 令和7年8月10日からの大雨による被害により、浸水等の被害を受けた事業者も多く、事業所等のり災証明受付数は令和7年8月28日時点で482件となっている。
- 被害を受けた事業者が早期事業再建を目指すにあたり、必要となる設備更新や材料の再仕入れ等にかかる資金調達を支援する必要がある。

事業概要

- 事業費:10,000千円
- 事業内容
県制度融資※に対する利子補給金
令和7年8月10日からの大雨による被害について「り災証明書」の発行を受け、県制度融資※の借入を受けた事業者に対し、対象融資にかかる当初3年間の利子の2分の1を補助する。
※「金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)」又は国のセーフティネット保証(4号:自然災害等の突発的事由)を活用した新たな資金を対象とする。
《積算内訳》
・利子補給金:10,000千円

イメージ図

▼対象融資の申込～利子補給金交付までの流れ



3. 被災店舗移転支援事業 **新**

(補正額)5,000千円
(所管課)商業金融課

○被災した事業者の店舗移転費用等に対する補助に要する経費

現状・課題

○令和7年8月10日から的大雨による被害により、店舗の浸水、建物損壊など深刻な被害を受け、現店舗での事業継続や早期再開が困難となっている事業者が存在する。

○移転や一時移転を検討しても、家賃や改装費、運搬費などの初期費用が大きな負担となっており、自己資金だけでは対応が難しい。

事業概要

○事業費:5,000千円

○事業内容

【補助対象経費】

令和7年8月12日以降に契約、着手した移転先店舗の以下の経費を対象とする。

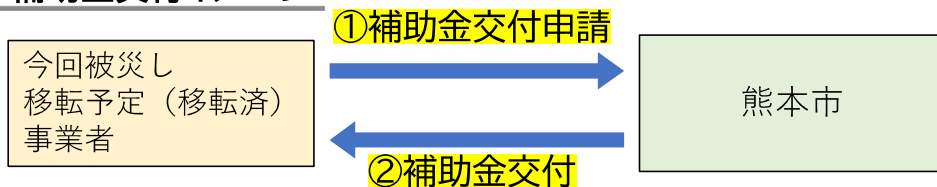
- (1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費
- (2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費
- (3) 上記(1)に伴う設計費
- (4) 店舗の移転に係る運搬費
- (5) 家賃(上限2か月分)
- (6) 礼金
- (7) 仲介手数料

【補助率、補助上限額】

補助率:2分の1 補助上限額:50万円

イメージ図

補助金交付イメージ



主要事業の詳細 [農水局]

5. 農地等災害復旧経費

(補正額)657,900千円 既計上額3,900千円
(所管課)農業政策課

○被災した農地・農業用施設の災害復旧に要する経費

現状・課題

○令和7年8月10日からの大雨による被害により、農地・農業用施設が被災したため、農業を継続することが困難となっているほか、二次災害の発生が予想されるため、早急に復旧する必要がある。

事業概要

○事業費:657,900千円

○事業内容 農地(田・畑)及び農業用施設(道路・水路等)の機能復旧

(1)補助災害復旧事業【432,700千円】

国の補助事業の要件(1箇所400千円以上など)を満たす復旧事業(58箇所)

≪積算内訳≫

- ・農地 33箇所 : 350,200千円(委託費36,200千円、工事請負費314,000千円)
- ・施設 25箇所 : 82,500千円(委託費10,000千円、工事請負費72,500千円)

(2)単独災害復旧事業【225,200千円】

(1)以外の復旧事業(325箇所)

≪積算内訳≫

- ・農地 250箇所 : 50,000千円(補助金50,000千円)
- ・施設 75箇所 : 175,000千円(委託費65,000千円、工事請負費110,000千円)
- ・事務費 : 200千円(需用費200千円)

イメージ図

補助災害復旧事業



北区明徳町 農地、施設(道路・水路)
土砂流入N=1箇所



南区城南町出水 農地(畑)
土砂流入N=1箇所

単独災害復旧事業



北区立福寺町 施設(水路)
断面閉塞(流木) N=1箇所



北区榎木町石川 農地(田)
法面崩壊L=4.0m



西区上松尾町 施設(道路)
土砂流入N=1箇所



西区河内町河内 農地(樹園地)
法面崩壊L=6.7m

主要事業の詳細 [都市建設局]

2. 自家用車等被災者移動支援事業



(補正額)60,000千円
(所管課)公共交通推進課、地域交通支援課

○自家用車やバイク等に被害を受けた被災者の日常生活に必要な移動支援に要する経費

現状・課題

○令和7年8月10日からの大雨により、自家用車やバイク等が被災し使用できなくなった方において、代替車の確保が困難な状況が続いていることから、日常生活に必要な移動に係る支援が必要である。

事業概要

○事業費:60,000千円

○事業内容

令和7年8月10日からの大雨により、所有又は使用する自家用車やバイク等が被災して使用できなくなった方に対し、熊本市内を運行する路線バス・市電・電鉄電車・コミュニティ交通・タクシーで一定期間利用可能な共通乗車券を交付する。

《支援対象者》

以下の条件をすべて満たす方

- ・熊本市内に居住している方
- ・所有又は使用する自家用車やバイク等が被災して使用できなくなった方で、代替車の確保ができていない方

《共通乗車券の交付枚数》

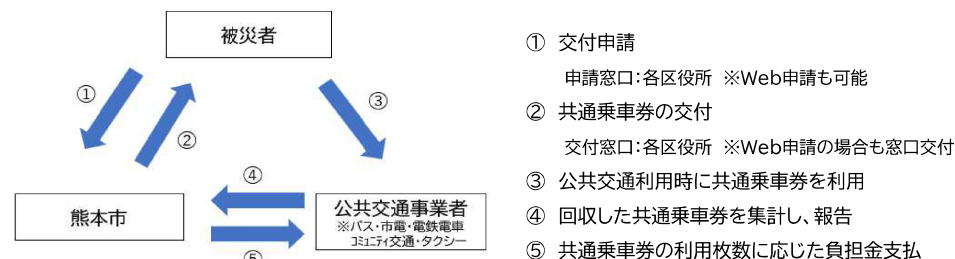
支援対象者1人当たり40枚

※自家用車が被災した方については、支援対象者と同居する世帯員(0歳児を除く)にも、1人当たり40枚の共通乗車券を交付

《積算内訳》

- ・事業実施に係る交通事業者への負担金 50,000千円
- ・運営補助業務委託 10,000千円

イメージ図



共通乗車券の概要

種別	区分	内容	有効期限
路線バス	無料	・1人1乗車につき1枚使用可能 ・区間に関わらず無料で乗車可能	令和7年12月31日(水)まで
市電			
電鉄電車			
コミュニティ交通	300円割引	・1人1乗車につき1枚使用可能 ・1枚当たり運賃から300円割引	
タクシー			

3. 被災者住宅支援事業

(補正額)508,300千円
(所管課)住宅政策課

○被災者への賃貸型応急住宅の供与や被災住宅の応急修理に要する経費

現状・課題

○令和7年8月10日からの大雨により住まいを失った方などに、応急的な住まいを提供する必要がある。

○被災した住宅について、引き続き元の住宅に住めるようにするために、日常生活に必要な最小限度の応急修理を行う必要がある。

事業概要

○事業費: 508,300千円

○事業内容

(1)賃貸型応急住宅【286,600千円】

災害救助法に基づき、被災者へ賃貸型応急住宅の供与を行う。

熊本市(借主)、民間賃貸住宅所有者(貸主)、被災者の三者で賃貸借契約を締結し、一定期間熊本市が家賃等を支払う。

《積算内訳》

- ・役務費(火災保険料、仲介手数料など 300件):46,900千円
- ・使用料及び賃借料費(家賃、共益費など 300件):239,700千円

(2)応急修理【221,700千円】

災害救助法に基づき、被災した住宅の応急修理を行う。

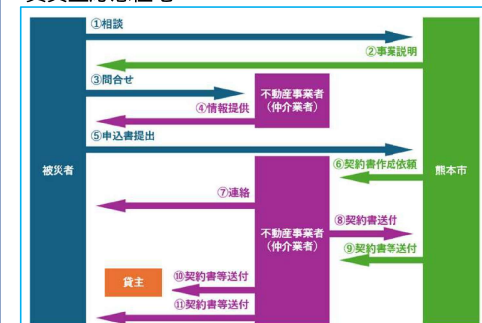
申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼し、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ費用を支払う。

《積算内訳》

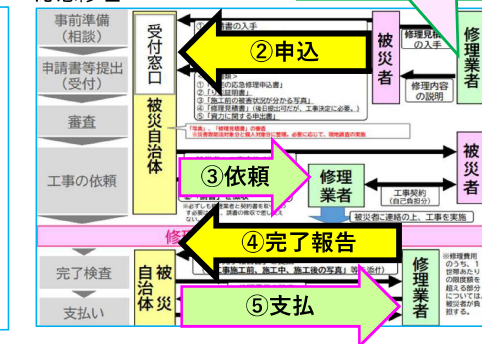
- ・委託料(応急修理 300件):221,700千円

イメージ図

<賃貸型応急住宅>



<応急修理>



5. 土木施設災害復旧経費

(補正額)1,269,400千円
(所管課)道路保全課、河川課、みどり公園課

○被災した道路・河川・公園施設等の災害復旧に要する経費

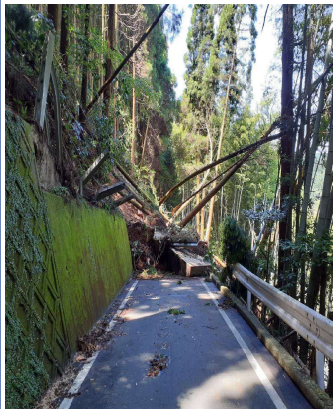
現状・課題

- 道路においては、市内の390箇所で法面崩壊、冠水、倒木・倒竹などの被害が発生し、これらの復旧作業を早期に行う必要がある。
- 河川においては、20箇所の河川護岸等について、崩壊等の被害が発生したため、二次被害や被害拡大を早急に防ぐため、復旧作業を早期に行う必要がある。
- 公園施設等においては、20箇所で土砂の堆積、法面崩壊、倒木等の被害が発生し、復旧作業を早期に行う必要がある。

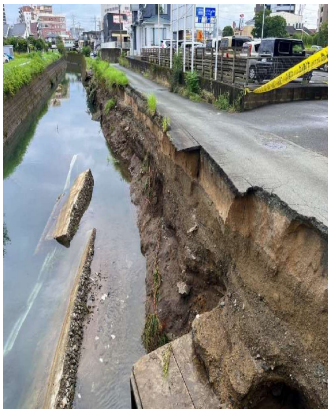
事業概要

- 事業費:1,269,400千円
- 事業内容
 - (1)道路災害復旧経費【682,000千円】
道路の法面復旧、倒木・倒竹・土砂撤去及び清掃 等
《積算内訳》
・法面補強及び倒木処理等経費:682,000千円
 - (2)河川災害復旧経費【494,000千円】
河川護岸復旧、流木・堆積土砂撤去、断面障害物等の除去、ポンプ修繕 等
《積算内訳》
・河川護岸復旧及び流木・堆積土砂撤去等経費:494,000千円
 - (3)公園災害復旧経費【93,400千円】
公園施設等の土砂撤去及び清掃、法面等の復旧、倒木撤去 等
《積算内訳》
・土砂撤去、法面等の復旧、倒木撤去等経費 93,400千円

イメージ図



法面崩壊:小天下硯川線(西区)



護岸崩壊:健軍川(東区)



公園施設冠水:坪井川緑地(北区)

主要事業の詳細 [教育委員会事務局]

1. 小・中・高等学校施設災害復旧経費

(補正額)198,100千円 既計上額0千円
(所管課)学校施設課、学務支援課

○被災した校舎・体育館等の復旧に要する経費
小学校1校、中学校2校、高等学校2校 ほか

現状・課題

○令和7年8月10日からの大雨による被害により、複数の学校施設にて校舎や機器の浸水、雨漏り等の被害が生じている。

○特に小学校1校、中学校2校、高等学校2校の計5校における被害が大きく、その他の一部小中学校においても、機器の故障や床材の破損、汚損が生じている状況。

事業概要

○事業費:198,100千円

○事業内容

(1)浸水した機器や床材等の復旧【156,100千円】

≪積算内訳≫

- ・小島小学校 変電設備取替… 1,500千円
- ・西山中学校 変電設備、コンセント等機器、給水加圧ポンプ、GHP室外機取替、床材張替等… 59,700千円
- ・竜南中学校 GHP室外機取替等… 39,000千円
- ・千原台高校 コンセント等機器取替、エレベーターピット浸水復旧、床材張替、中水ろ過装置取替等… 44,500千円
- ・必由館高校 室内機・室外機修理、床材張替等… 11,400千円

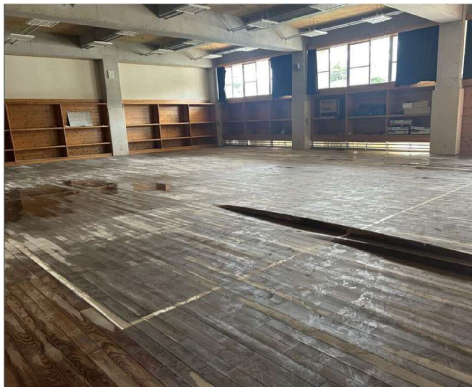
(2)浸水被害に伴う廃棄物処理及び清掃、備品の購入【42,000千円】

≪積算内訳≫

- ・西山中学校ほか OA機器・空調設備・机・椅子等の備品や消耗品の購入…10,000千円
- ・千原台高校 施設修繕、消耗品購入、トレーニング機器点検等…22,000千円
- ・必由館高校 消耗品代、備品代、サッカーグラウンド整備に係る委託料…10,000千円

イメージ図

千原台高校剣道場
床材損傷状況



西山中学校
GHP室外機浸水状況



主要事業の詳細 [上下水道局]

1~2. 下水道施設災害復旧等経費

(補正額)133,600千円
(所管課)水再生課ほか

○被災した下水道施設の災害復旧等に要する経費

現状・課題

○令和7年8月10日からの大雨による浸水や土砂崩れ等により複数の下水道施設が被災。
現在、仮復旧等により汚水処理機能は確保。

○応急復旧を早期に実施するとともに、来年の梅雨時期前までに対策工事の完成を目指す。

事業概要

○事業費:133,600千円

○事業内容

(1)下水道施設災害復旧経費【123,600千円】

- ・坪井ポンプ場 電気盤かさ上げ設計及び工事ほか
- ・新島崎ポンプ場 水位計及び酸素濃度計取替修繕
- ・西里ポンプ場 水位計取替修繕
- ・池上町No. 5マンホールポンプ場 水位計取替修繕
- ・新花畑ポンプ場 水位計取替修繕
- ・西部浄化センター ガスタンクレベル計取替修繕
- ・下水道管路復旧工事(北区徳王)

(2)下水道浸水解析シミュレーション経費【10,000千円】

- ・中心市街地における浸水状況の解析・調査

イメージ図

坪井ポンプ場
電気盤が浸水



道路崩落による
下水道管路の破損
(北区徳王)

